

かざま うら

議会だより

備えあれ!

平成27年度村総合防災訓練実施
(平成27年9月26日)



各地区での避難訓練後の防災訓練開会式



要援護者搬送訓練



自衛隊による炊き出し訓練

No.80

平成27年10月14日発行

■発行:青森県風間浦村議会
■編集:議会広報編集委員会
〒039-4502 青森県下北郡
風間浦村大字易国間字大川目28-5
TEL 0175-35-2115(FAX兼用)

- 2 ■ 平成26年度決算を認定
- 5 ■ 定例会のあらまし
- 7 ■ 議会運営委員会報告
- 7 ■ 総務常任委員会報告
- 10 ■ 大間原子力発電所対策特別委員会報告
- 11 ■ 一般質問(5人登壇)
- 16 ■ 易国間小学校訪問

平成26年度決算認定

9月定例議会



能登勝彦 監査委員

平成27年9月定例議会において、平成26年度一般会計及び各特別会計決算が審議され、各会計とも原案どおり全会一致で認定されました。

決算審査

一般会計・各特別会計決算審査報告

(監査委員意見書)

代表監査委員 能渡利雄
監査委員(議会選出) 能登勝彦

審査の対象

○各会計歳入歳出決算
○附属書類

・歳入歳出決算事項別
明細書
・実質収支に関する調査
・財産に関する調査
・決算に係る主要な施策の成果に関する報告書

審査の期間

○平成27年8月5日、6日及び7日の3日間

審査の方法

○村長から送付された各会計歳入歳出決算書、同決算別明細書、実質収支に関する調査及び財産に関する調査等について、
(1) 計数は正確であるか
(2) 各会計歳入歳出決算

書の予算額は、附属書類とそれぞれ一致しているか

(3) 財産の管理は適正に処理されているか

等を要点として、これらに関する証書並びに関係諸帳簿を点検確認し、必要に応じて当局関係職員の説明を聴取しながら、月例出納検査の結果を踏まえて厳正に実施しました。

審査の結果

○審査した決算書ほか調書等は、いずれも法令に準拠して作成されており、その計数については関係書類等と照合した結果、正確であると認められました。また、予算の執行及び関連する事務についても、適正に処理されて

いるものと認めました。

結び

●平成26年度一般会計決算状況は

実質収支額は、572万2千4百円の黒字となっています。

●本村財政状況は

本村の財源の44・3%を占める地方交付税は、

対前年度1824万1千円の減、また臨時財政対策債も対前年度250万円の減となり、数年一時的に増額傾向にあったものの、平成23年度からは減額が続いており、国の施策により、地方財政が大きく影響を受けることとなっており。地方財政計画の推移を勘案しながら、国が進めている地方創生関連事業を有効に活用し、中長期的な計画を策定し、それに基づく財政運営を望むところであり。

●地方債は

平成26年度末現在高は、昨年度と比較し、1億4323万2千円の増

で、28億6157万1千円となり、これは、小学校建設費の増等によるものであります。また各会計の平成26年度末基金残高合計は、対前年度1億792万9千円の増で、12億348万9千円となっています。

●収入未済額は

収入未済額は、平成26年度に村民税3千円、固定資産税1225万円、国民健康保険税8万8千円、水道使用料2164万円の不納欠損処分が行われたが、まだ各会計において未収金が生じており、固定資産税3483万円、土地貸付料107万5千円、奨学資金貸付金600万円、国民健康保険税7467万円、水道使用料3459万円及び介護保険料659万2千円が顕著なものであ

り、長引く地方の不況に加え地場産業の低迷等がその主な要因と思われる。

未収金について、消滅時効が完成している公法上の債権については、収納の根拠がなく、徴収できないものであることはわかるが、不納欠損処分を行うことにより、納付している住民が不公平感を抱くことが懸念されるので、税に関しては、地方税法等に基づいた滞納処分を確実に実施し、また水道使用料については、給水停止等の条例に基づいた対応を適正に行い、新たな未収金が発生しないよう取り組んでいきたい。また、他の未収金についても、収納対策委員会等庁内において十分協議検討し、徹底した収納対策を講じるよう今以上に努力して戴きたい。

●風間浦診療所の不良債務は

風間浦診療所の不良債務については、対前年度6537万円の減となっており、年度末残高は、3235万7千円で、平成27年度当初において全額を返済し、債務解消に至ったことは努力の成果であります。

●平成26年度財政健全化判断比率及び資金不足比率は

平成26年度決算に基づき風間浦村財政健全化判断比率及び資金不足比率が、今定期例会に報告される各指標については、特段の問題点はないが、自主財源の脆弱な本村の財政事情であるので、地方交付税が今後どのように推移していくのかを見極め、更には地方創生に関連した施策に柔軟に対応しながら、より良い財政運営を図って戴きたい。

●総体的に

予算執行においては、各費目で流充用が数多く見受けられるとともに、多額の予算不用額を生じている費目があるので、今期会計年度においては、事務内容を十分精査しながら適正に処理して戴きたい。

桑畑温泉の運営にあたっては、入浴者数の減少及び燃料等の高騰など厳しい状況下にあるが、今一度細部にわたって現状を調査・把握し、今後の運営に抜本的な対応策を図る必要があります。

水産業振興基金は、毎年の基金取り崩しにより、残高が減少していることを踏まえ、組合と十分連携して、将来を見据えた取り組みが必要と思えます。



決算審査採決の様子

入により、安定しているように見受けられるが、根本的な対応には至っていないので、地域住民が安心して利用できるように、計画的な改良策を講じ、財源確保のもと安心して安全な対策に努めて戴きたい。

各種検診の無料化を実施していることで、受診者の増加とともに、住民の健康増進と医療費抑制に結びつくものと思われるので、本事業は今後も継続すべきだと思えます。

【用語説明】

- 決算** 年度（4月～翌年3月）における、歳入歳出予算に基づく収入と支出の結果を集計した計算書で、予算を執行した結果どのような成果を挙げたかを示す成果報告書でもあります。
- 一般会計** 地方公共団体の行政運営にあたり、基本的な経費を網羅している会計です。
- 地方交付税** 地方公共団体の財源の均衡化を図り、かつ必要な財源を保障するため、国税のうちから一定の基準で国が地方公共団体に交付するものです。
- 公債費** 主に村債の元本、利子の償還に使用する経費です。
- 国庫支出金** 国が使用目的を特定して交付するお金です。
- 村債** 村が道路などの整備のため、金融機関等から長期に借入を行うお金です。
- 自主財源** 市町村が自らその地域住民（個人・法人）から徴収して経費を賄う「財源」で地方税、使用料、負担金、財産収入、寄附金などがあります。
- 特別会計** 特定の歳入を特定の歳出に充てて、一般会計と区分して経理する会計です。

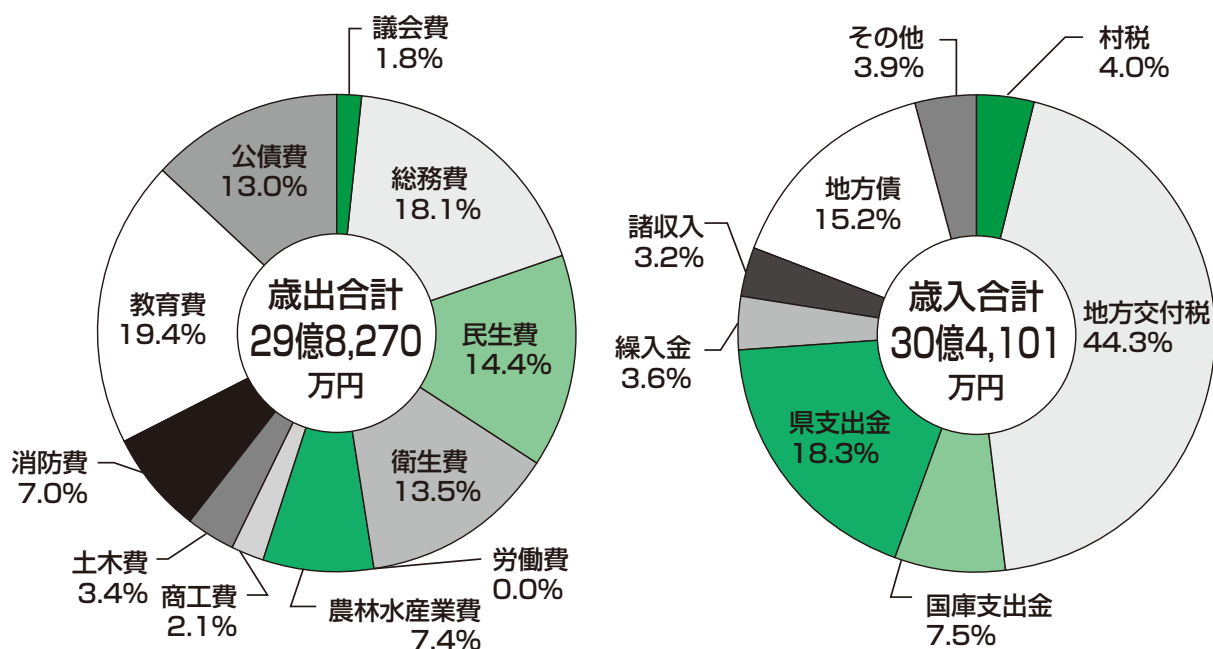
一般会計・各特別会計決算状況

会計別	歳入	歳出	差引
一般会計	3,041,012 千円 (2,785,897 千円)	2,982,708 千円 (2,716,643 千円)	58,304 千円 (69,254 千円)
国民健康保険特別会計	340,169 千円 (358,139 千円)	315,663 千円 (332,242 千円)	24,506 千円 (25,897 千円)
簡易水道特別会計	121,169 千円 (97,648 千円)	119,301 千円 (96,676 千円)	1,868 千円 (972 千円)
介護保険特別会計	345,855 千円 (335,317 千円)	312,481 千円 (303,793 千円)	33,374 千円 (31,524 千円)
後期高齢者医療特別会計	21,944 千円 (27,176 千円)	21,944 千円 (27,176 千円)	0 千円 (0 千円)
下風呂財産区一般会計	13,517 千円 (12,835 千円)	11,795 千円 (12,748 千円)	1,722 千円 (87 千円)
易国間財産区一般会計	771 千円 (739 千円)	163 千円 (218 千円)	608 千円 (521 千円)

※()内は、前年度(平成25年度)決算額です。

決算審査

一般会計歳入歳出決算構成図



報告2件・決算認定7件・人事案1件・条例案3件他、承認、同意、可決

平成27年第3回定例会（9月議会）は、9月4日から10日までの7日間の会期で開会されました。

4日は、村長提案理由、各委員会報告の後、5名の議員が一般質問に登壇しました。

8日及び9日には、人事案件、各会計の決算及び補正予算等の議案審議が行われ、会期を1日繰り上げ9日に閉会しました。

審議された案件内容は、次のとおりです。



人事案

全会一致同意

★人権擁護委員の推薦につき同意を求める

内容・12月31日任期満了に伴う佐賀勇一氏の再任について同意

（新任期・平成28年1月1日から平成30年12月31日まで）

報告案

全会一致承認

★平成26年度健全化判断比率の報告

内容・平成26年度一般会計等決算に基づく実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（健全化判断比率）並びにその算定の基礎となる事項の報告

★平成26年度資金不足比率の報告

内容・平成26年度公営企業等（簡易水道事業）決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項の報告

専決処分案

全会一致承認

★平成27年度一般会計予算の補正

内容・40万円の追加で、総額33億8392万2千円。

歳入の主なるもの

・諸収入 40万の追加（人事評価制度導入支援事業助成金）

歳出の主なるもの

・総務費 45万3千円の追加（人事評価

条例案

全会一致可決

（制度導入支援事業委託料）

★風間浦村議会の議決すべき事件を定める条例

内容・村政における重要な計画等を、住民の意思を一層反映させるため、代表機関である議会の審議及び議決を通じて決定するために制定。

★風間浦村個人情報保護条例の一部を改正する条例

内容・平成28年1月から個人番号制度が開始されるにあたり、取扱いの特例により厳格な保護措置を定める改正。

★風間浦村手数料徴収条例の一部を改正する条例

内容・平成28年1月から利用される個人番号カードの再交付手数料を定めるための改正。

損害賠償案

全会一致可決

内容・村職員が、公用車を運転中、停車している車両に接触し破損させた修理費用を損害賠償額とするもの。

決算認定案

全会一致認定

★平成26年度一般会計歳入歳出決算認定

★平成26年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定

★平成26年度簡易水道特別会計歳入歳出決算認定

★平成26年度介護保険特別会計歳入歳出決算認定

★平成26年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定

9月定例議会



飯田 浩一 村長

★平成26年度下風呂財産区一般会計歳入歳出決算認定

★平成26年度易国間財産区一般会計歳入歳出決算認定

補正予算案

全会一致可決

★平成27年度一般会計補正予算

内容・1億4932万円の追加で、総額35億3324万2千円。

歳入の主なるもの

- ・ 地方交付税 1億3318万5千円の追加（普通交付税の追加）
- ・ 国庫支出金 1775万6千円の追加（社会保障・税番号制度システム整備費補助金他）
- ・ 県支出金 528万4千円の減額（電源立地地域対策交付金減額他）
- ・ 繰入金 2477万9千円の減額（財政調整基金繰入金減額他）
- ・ 繰越金 1722万4千円の追加（前年度繰越金）
- ・ 諸収入 191万8千円の追加



金森 一規 議長

★平成27年度国民健康保険特別会計補正予算

内容・55万3千円の追加で、総額3億9753万円。

歳入の主なるもの

- ・ 繰入金 1993万1千円の減額
- ・ 繰越金 1950万6千円の追加

歳出の主なるもの

- ・ 共同事業拠出金 395万5千円の減額
- ・ 諸支出金 159万3千円の追加

★平成27年度簡易水道特別会計補正予算

内容・706万7千円の追加で、総額1億1983万7千円。

歳入の主なるもの

- ・ 繰越金 186万7千円の追加
- ・ 村債 520万円の追加（簡易水道施設整備事業債）

歳出の主なるもの

- ・ 水道メーター取替工事請負費 130万円の追加
- ・ 蛇浦地区送水管整備工事請負費 520万円の計上
- ・ 水道メーター購入費 190万円の減額

★平成27年度介護保険特別会計補正予算

内容・3333万4千円の追加で、総額3億5809万9千円。

歳入の主なるもの

- ・ 繰越金 3237万3千円の追加

歳出の主なるもの

- ・ 国庫支出金等過年度返還金 516万4千円の追加
- ・ 支払基金交付金過年度分返還金 801万1千円の計上
- ・ 介護保険納付費準備基金積立金 999万9千円の追加

★平成27年度下風呂財産区一般会計補正予算

内容・172万1千円の追加で、総額1520万3千円。

歳入

- ・ 繰越金 172万1千円の追加

歳出の主なるもの

★平成27年度易国間財産区一般会計補正予算

・下風呂財産区整備基金積立金 170万円の追加
 内容・76万6千円の追加で、総額214万円。
 歳入の主なるもの
 ・基金繰入金 125万円の追加
 歳出の主なるもの

・易国間小学校閉校記念事業実行委員会 助成金 50万円の計上
 ・桑畑自治会管理施設修繕事業助成金 30万円の計上

追加提案

全会一致可決

★定住自立圏形成協定の締結

内容・むつ市と定住自立圏を形成するにあたり 必要事項を定める。

★風間浦村避難施設再生可能エネルギー導入事業工事請負契約

内容・8月28日執行の入札結果に基づき、避難施設再生可能エネルギー導入事業工事について、株式会社ユアテックむつ営業所と請負契約を締結するもの。
 契約金額・9720万円(税込み)
 工期・平成28年3月10日まで

議会運営



杉山 太 委員長

8月18日に会議を開催し、平成27年9月定例会の運営に関する事項及び議会懇談会について審議しました。

に反対する意見書採択の陳情
 ・願意は、理解できるものとし、本会議において採択を決定していただく。

☆定例会は

9月4日招集の意向を受け、提出となる案件等を勘案した結果、会期は、同日より10日までの7日間とすることにしました。

この2件については、同様の意見書を提出しているため、今回は資料配付とす

☆決算審議については

特別委員会を設置せず、本会議において審議することとしました。

陳情4『安全保障関連法案の廃案を求める意見書採択を求める陳情』

☆人事案件の提案がある場合としての表決方法は

無記名投票で行います。
 ☆陳情
 本日現在受理している陳情4件について審議しました。

世論等を勘案し、慎重審議を求める意見書を本会議において採択していただく。

◇陳情1『労働基準法及び労働者派遣法の改正

総務常任



菊池 隆年 委員長

7月17日開催

・審議に先立ち、風間浦小学校建設現場、多目的グラウンド、あわび増殖センター、易国間簡易水道取水口及び浄水場を視察。

行政からの報告

産業建設課から

☆コンブ等種苗別取組状況について

問 委員

・ワカメ養殖は何人で



あわび増殖センター

行っているのか、現在の補助事業終了後はどうするのか。

- ・あわび増殖センター運営について、民間への貸し出し、養殖事業についてどう考えているのか。

答 行政側から

・ワカメ養殖は、蛇浦で4人、易国間で1団体が行っているが、現在の事業は3ヶ年事業で今年度終了となり、来年度以降これに代わる

事業はない。現在の事業終了後、各漁協で何をやりたいのかを確認することとしており、現段階では、民間への貸し出しは考えていない。センターの存続・運営については条例で定められており、組合長会議での協議が必要となる。

☆桑畑温泉の平成26年度実績について

問 委員

・入浴料値上げで赤字解



桑畑温泉 湯ん湯ん♪

消できる状況でなく継続すべきでない。

・学校跡地利用の施設であり、地域への現状説明が必要ではないか。

答 行政側から

・12月（来年度の予算編成）までには方向性を決める。

・地元とも話し合いを行う。

☆藻場造成事業について

問 委員

・ウニを駆除すればコンブが繁茂するのか。

・県内でのテストケースはどの程度か、他の地区での実施は。

答 行政側から

・ウニの駆除は大小に限らず必要で、この事業については、全国的にも少なく平成26年度中には研究結果が発表される予定であったが、まだである。

磯焼け対策は、一漁協では出来ないので三漁協の意思統一が必要

となる。

その他の事項

☆定住自立圏構想について

問 委員

・現在下北広域でやっているものと違いはあるのか。

・負担金増になるのではないか。

・通学バスの費用負担について。

答 行政側から

・事業を行うことにより、負担金発生も考えられるが議論しながらやっていく。

・通学バスの費用負担については、奨学金でも足りないのが現状で、長い時間をかけないで考えていく。

☆青森公立大学との連携に関する協定締結について

☆その他

問 委員

・小学校建設に係る発注

について、地元業者が納得いく発注が必要でなかったか。また、要望書が出されているはず。

答 行政側から

・どの入札の際でも、いろんな場面で極力地元を活用してもらうよう挨拶の中で言っている。

・要望書については、3年前に出されているがその後はない。

8月31日開催

行政からの報告

行政運営対策

総務課から

☆地方創生事業について

問 委員

・人口ビジョンは480万円かけて委託しなければ出来ないのか、委託会社は他町村も手がけて中身が同じような

ものにならないか。

答 行政側から

・委託内容は、人口ビジョンだけではなく、今後実施する住民アンケート調査の集計から戦略計画及び総合計画策定まで含まれており、委託業者は、本村の他三町村から受託しているNPO法人であるが、様々な意見を取り入れて独自の戦略をつくっていく。

☆定住自立圏構想について

問 委員

・この構想の先は、(市町村)合併に向けての動きになるのではないか。

答 行政側から

・合併とは別であり、計画づくりをして出来るものからやっていく。

生活環境整備対策

村民生活課から

☆平成26年度風間浦保育所指定管理事業について

問

委員

・実績に関して指定管理者から詳細説明は受けたのか。

答

行政側から

・資料確認はしたが、細部にわたる詳細な資料



風間浦保育所

は受けていない。

委員会として

・当該事業について、再度詳細な資料のもと報告してもらうこととする。

教育振興対策

教育委員会から

☆風間浦小学校建設について

問

委員

・備品購入の予定総額は

いくらか。

答

教育委員会から

・当初計画では、3200万円であったが、2500万円程度に圧縮されている。

その他の事項

・現在行っている村道大川目線工事の続きは
↳来年度実施予定である。
・下風呂甲地区における落石について

↳情報がなく未確認なので、至急確認する。

・核燃料サイクル交付金事業計画について
↳対象施設稼働後であれば交付されないが、事業は実施する。

・熊・サル被害対策について
↳住民周知しながら捕獲等の対策を強化していく。



平成28年4月開校の風間浦小学校

委員会報告



サル対策用の電気柵



大川目線道路工事

大間原発



平井 賢一
委員長

6月10日開催

☆新規制基準適合性審査の対応状況について

電源開発(株)から

・4回目の審査会合では、大間原子力発電所からおおよそ30km程度以内の範囲の地質構造の概要と断層の活動性評価に関する審査が行われ、5回目の審査会合では、下北半島西部の後期更新世以降の地殻変動についての審査が行われた。なお、11月目標に変わりはない。

☆大間原子力発電所建設工事状況について

電源開発(株)から

・平成27年度工事計画において、土木工事の一部変更及び大型クレーンの

解体・補修が必要となった。

問 委員

・クレーンの解体において搬入方法は。

答 会社側から

・クレーンの搬送は、海上輸送で行う。

問 委員

・大間高校からの採用状況及び断層の状況について

答 会社側から

・高卒者の採用については、関連会社を通じて行っている。

・断層については、大間を中心に活動の可能性があると評価し、トータルとして発電所の耐震設計

を行っている。

問 委員

・風間浦村及び佐井村に対する地域振興策について

答 会社側から

・共存共栄の考えには変わりはなく、従業員の恒久的住宅については、計画を詰めていき実現化を目指している。今後、防災関係等々について相談していきたい。

6月23日開催

☆大間風力発電所建設工事の概要について

電源開発(株)・風力事業室から

・平成28年3月営業運転開始までの計画及び工事内容等の説明がされ、この工事に伴い6月下旬より資機材等の輸送が増加し、風車等の大型部材は海上輸送を行うなど陸上輸送数

量を低減する計画であるが、一部資機材については、大型特殊車両により深夜に国道279号線を通行しなければならず理解を願いたい。

問 委員

・アクセス等の縦覧内容については、住民は知らない。低周波音は蛇浦地区に影響すると思われるが地元への周知は。

答 会社側から

・アクセスの報告について丁寧な対応が出来なかつたことは申し訳ない。波音問題については、でた段階で対応したい。

問 委員

・海上輸送検討されたのか。陸上輸送の出発点はどこで、風間浦村までの行程はどうか。

答 会社側から

・大きな部品は、トラレーで八戸港から陸上輸送となるが、具体的な数や行程については把握していない。

問 委員

・送電線、固定資産税問題もあるが、迷惑掛かるとは風間浦村であり、当初の約束が守られていない。

答 会社側から

・本社へ報告する。



原発特別委員会の様子

村政を問う！ 一般質問

◎一般質問とは、定例会（臨時会は除く。）において、議員が、あらかじめ通告して、村の施策の状況や方針について、報告・説明を求めたり質問することです。

当村議会においては、一質問者の持ち時間は1時間に制限されています。



酢谷一利 議員

水道料金の不納欠損について問う

問

本年3月の新聞記事で、風間浦村の2013年度決算で水道料金累積滞納額が5509万円あること、その内2164万円456件を不納欠損処理、残る3345万円は順次処理の方針であること、この水道料滞納合計額は1979年から2013年までの35年分で、今回20年分を処理、残る15年分は今後順次処理する。ここまでを新聞で知りました。

この内容では、村民が十分に分からない、理解できない伝わらない多くのこと、疑問点があり、

- 1. なぜ、年度毎に処理できずに放置されてきたのか。
- 2. 1979年から2013年の35年間を発生年度毎の金額、件数及びその中に同一者の存在があるのか。
- 3. 支払を猶予、免除された456件へは、公文書で通知したのか。
- 4. 不納欠損処理とは何か、不納欠損の定義と根拠とは何か。
- 5. 行政とは、公正で公平な執行機関として、受益者負担の原則に基づき、業務を遂行し、厳守させる立場でありながらこの結果結果未だある。任務を遂行できなかった最大の理由は何か。
- 6. 水道料金の未納者防止策の一つに、今後は給水停止処分を行うとしたが、その効果と反応は。特に支払を猶予された人達の現状の納付状態はどうか。
- 7. 水道料金以外の収入で、不納欠損に繋がる収入未済額、滞納額はあるのか。
- 8. 悪質な者に対して、村は毅然とした態度で臨み敢然と戦うべきでなかったのか。法的手段を含む対抗措置を講じたことがあったのか。
- 9. 村長を支える頭脳集団の上席行政官の方々は、この不納欠損を行なったことで、我が村は何を得て、何を失ったと思うか素直な感想と学んだことは何か。
- 10. 不納欠損者リストの中に、村長以下公職の立場にある公人が存在していないか。

答

付状態はどうか。

以上の10項目について回答を求めますが、この不納欠損の出来事は、全村民の知るところとなり失望と落胆、希望を失わせました。

善良な住民側からすると、この事態、出来事は到底納得、受け入れることの難しさや怒りが突き上げてくる問題であります。

今回の質問内容は、全村民の知る権利の行使であると承知の上で、適切で素直な誠意ある回答を期待します。

水道使用料の不納欠損処分した金額及び件数については、ご指摘のとおりです。

この金額及び件数については、産業建設課で「滞納繰越簿」により管理しています。

また、年度毎の滞納金額は、以前にも「滞納整理特別委員会」にて報告しました。

昭和54～58年度56万5393円、昭和59～63年度238万1447円、平成元～5年度654万3259円、平成6～10年度1215万4341円の20年分を今回処理しました。

不納欠損処分の定義については、債権の放棄または時効の完成等によって債権が消滅したために、既に調定し、納入を告知した歳入が徴収できなくなった場合においても、その収入がないにもかかわらず当該徴収事務を終了させる会計上の内部手続きのことです。

また、不納欠損処分した根拠は、水道使用料は公法上の債権ではなく、私法上の債権であり、時効により消滅するために、条例で債権放棄できるように定めるか、議会の議決を得て債権を放棄する、あるいは地方自治法施行令第171条の7の規定による債権の免除をしない限り債権は消滅しません。

行政側は、「本来徴収すべき債権を安易に放棄すべきでない」ことは十分に認識しながらも、一方では実質的には徴収不能な債権が、決算上では資産として計上されることにより、当村水道事業の経営実態を正確に表すことが出来なくなるた

め、平成27年3月臨時議会に「不納欠損処分について」をご提案し、議会の議決を頂いた。なお、不納欠損処分した滞納金については、今後滞納者自らが納入の意思を示せば、行政側としては「雑入」という形で徴収可能なことから、456件の契約者の方への通知は行っていません。

次に、年次毎に不納欠損処分してこなかった理由は、まずもって村民を信頼し、納入期限経過後

も粘り強く徴収事務を行えば徴収できるものと考えていたものと思われま。しかしながら、結果としては多額の滞納金が生じたことは非常に遺憾であり、今後はこの教訓を生かし、徴収事務に努めて参りたい。

次に、不納欠損処分後の平成27年度分の徴収状況ですが、平成27年4月分水道使用料は、調停額301万9510円に対し、収納済額は301万8160円であり、収納

率は99%となっており、未納者に対し督促状104通、更に給水停止予告書55通を郵送、尚且つ、納付されない者に給水停止通知書27通を担当職員が持参し徴収に努めましたが、残念にも1世帯分1350円については、風間浦村簡易水道事業給水条例第36条第1項の規定により給水停止しました。

平成27年5月分水道使用料は、8月11日現在の未納者に督促状42通を送っております。

次に、水道使用料以外の滞納金は、村県民税・固定資産税・入湯税・国保税・住宅料・土地貸付料・奨学金・介護保険等があります。これらには収納委員会で対策を検討し、連携を取り合い徴収に努めており、滞納整理に係る特別委員会に説明しています。なお、滞納額は平成26年度決算書に表れています。最後に、「村長を支えるブレインである上席行

政官に問う」については、本来の一般質問の趣旨とは異なりますので答弁は差し控えます。

給水停止までの流れ

※4月分を例とした場合

- ① 5月上旬 4月分水道使用料納付書発行
↓
- ② 5月末日 4月分納付期限
↓ (納付がない時)
- ③ 7月上旬 督促状発行 (納付期限から30日目)
↓ (納付がない時)
- ④ 7月中旬 給水停止予告書発行 (督促状発行から15日目)
↓ (納付がない時)
- ⑤ 8月上旬 給水停止通知を直接訪問し渡す
(予告書発行から15日目)
↓ (納付がない時)
- ⑥ 8月中旬 給水停止通知書に記載月日に給水停止



漏水箇所の修復工事

一般質問 Q&A



蛸島 巨 議員

「18歳選挙権」改正公選法が成立し16年夏の参議院選から適用されるが村の対応は

問

風間浦村の18、19歳の人数は少ないと思われるが、村として、地元風間浦中学校の生徒に対し、村政の現状・問題点・魅力などを考え話し合う機会を作っているのか伺いたい。

答

選挙権の年齢を現在の20歳から18歳以上に引き下げる改正の公職選挙法が本年6月17日参議院で可決し、2016年参議院選挙から適用されま



村長と対話を
楽しむ会→



←昼食も
一緒に・・・

す。当村では18歳18人、19歳19人計37人が今後有権者となる見込みです。年齢引き下げに伴い、若い世代に政治に関心を持つてもらうことが重要であり、村広報誌で啓発運動を行い、棄権せず一票を投じるよう推進運動を

図っていきます。若い世代の投票率向上を目指し、青森県明るい選挙推進協議会と連携し、自分の考えで正しく投票する「明るい公明選挙」を推進していきます。村長就任翌年2012年から4年間、村長と対

話を楽しむ会を風間浦中学校生徒会が開催し、生徒が村の現状や自分たちの考えていることや意見を述べ、様々なことについて語る機会を作っています。生徒が、風間浦村を大事に考えていると実感しています。常にこの気持ちを忘れずに、郷土風間浦村を大事にしてもらいたいと思います。また、風間浦小学校開校後は、児童とも語る会をやりたいと考えています。



杉山 太 議員

1. 基幹産業を軸とした経済・産業振興について
2. 易国間川の草木について

「1. 基幹産業を軸とした経済・産業振興について」

問

6月議会において、村長の2期目に向けての所信表明で決意されておりました基幹産業を軸とした経済・産業振興であります。今後の村の振興対策として大変に重要と思えます。その具体的な内容や考え方は。

答

風間浦村の村章に表されている三つの丸、観光・水産業・林業の資源を基本として、経済基盤の安定を図っていくこととなります。

特に主産業である漁業は、地球温暖化に伴う海の中の環境の変化に大変な思いをしていました。その対策として、豊かな海づくり事業の中で藻場造成事業等に助成し、漁場の環境づくりに努めてきました。その成果の現れとして蛇浦から回復傾



どんぶり祭で食券を買い求める人・人・人

向が現れてきています。村は引き続き三漁協と連携を図りながら、漁業の所得向上に繋がるよう努めていきたい。

観光については、四季折々のイベントを通じて下風呂温泉への誘客を展開しています。村のトップセールスマンとして村のアピールを精力的に行います。

林業については、山を育てていくために下北森林管理署との連携を図りながら、計画的に植林を実施し、地元で育った木を活用した事業ができるよう取り組んでいきます。

【2】 易国間川の草木に

問

河川内にある草木は、景観の悪さだけでなく大量かつ広範囲にわたり成長し、台風や集中豪雨が発生した場合に、水の流れの妨げになり堤防の決壊や氾濫の原因になりかねません。付近の住民

の方々の不安の声も聞かれます。草はともかくとしても木については伐採処理をして頂きたいと思いますが、行政側の見解を伺いたい。

答

昨年村では、（河川の）管理者である青森県河川砂防課に要望し、河口付近の堆積土砂の撤去及び草木の伐採を県事業として実施しており、ご指摘の公民館付近から商工会裏付近の河川内の草木の伐採等については、現在県河川砂防課に要請中であり、今後も「県単要望等」を通じながら強く要望していきます。



易国間川の草木



菊池隆年 議員

一人暮らし高齢者の見守り対策について

問

急速に進む高齢化時代において、当村においても一人暮らし高齢者の人

数が増加しているのではと考えられます。離れて暮らす子供や孫達が安心して生活出来るよう行政及び地域においての見守りが大変重要になってくるのではと考えられます。

飯田村長におかれましては、村政二期目に当たり、この問題をどう捉え、そしてどのような対応策を講じていくのか明快な答弁を求めます。



福祉の拠点：げんきかん



地域の方々のアトラクションで盛り上がった敬老会

答

村の高齢者の現状については、平成27年2月1日の基準日において、一人暮らし高齢者（65歳以上）の名簿には141名が登録されております。このような中で、村独自の支援として、まず、地域包括支援センターでは、居宅訪問によって、健康状態や持病等の状況

について、日常生活の把握をしています。高齢者の個々の状態に合わせて定期的な訪問と相談支援を行い、医療機関や介護施設との連携を図り、遠方で暮らし家族等と連絡を取るなど介護サービスに係わる調整及び援助を行っているほか、月に1〜2回程度、民生委員が対象世帯の自宅を訪問し見守り活動を実施してい

ます。村社会福祉協議会においては、ほのぼのコミュニケーション推進事業により、各地区ほのぼの協力員（村内25名）が見守り活動を実施しています。また、県社会福祉協議会でやっている24時間直通「安心電話サービス事業」に10世帯加入しています。

また、「生活協同組合コープあおもり」と平成27年1月21日に協力協定を締結し、高齢者や障害者の世帯で、異常等が発生していると推測される状況がある場合、指定先へ連絡されることとなり、特に緊急性がある場合は、救急車の手配や警察への連絡も行われることとなっております。

当村における村道の全
体延長は、約88kmで、こ

答

地域住民からも強い要望があります。早急に補修工事をして頂きたいと思いますが、行政側の見解を伺いたい。

問

風間浦村道補修
工事について



中嶋 茂 議員

のうち集落を巡る村道は、約14kmである。集落を巡る村道については、村民が安心安全な生活道路として利用するために、常時整備しているのが基本と考えており、村道整備については、担当課が中心となり、村内を巡回し、補修の緊急性等を精査し工事を実施している。今後においても、



村道補修工事

補修箇所を確認した際には、当初予算を基本とし、必要によっては補正予算を計上して補修工事を実施し、引き続き村民の安心安全な村づくりを進めていきます。

ちよつと一言

易国間小学校

今年度で閉校となる「3小学校を訪ねる」第2回は、易国間小学校をご紹介します。



現在の易国間小学校校舎は、昭和41年4月開校以来、49年間、地域皆様に親しまれ、学んで現在に至っております。

開校2年後の十勝沖地震にも耐えられ、平成22年体育館は耐震強化され、現在むつ・下北の小学校でこのような造りの鉄筋コンクリート校舎



は、易国間小学校だけだと聞いております。

開校記念として植樹された苗木も、地域皆様の協力によって、立派な樹木となり、卒業生も樹木のようにたくましく頑張っていかれることを願っております。

(談…佐藤校長・取材…中嶋)

ちよつと一言
編集後記

編集後記

暑かった夏もすっかり涼しくなり、秋の気配を強く感ずる今日この頃です。

去る8月27日には、青森市において県下町村議会広報研修会が開催され、本編集委員会から5名全員が参加し、「住民に読まれ、議会活動が伝わる」広報の基本と編集技術について研修を受講してきました。この研修が無駄にならないよう今後とも精進して参りますので、村民皆様の温かいご指導、ご協力をお願い申し上げます。

(文…菊池)



広報研修会